○厚生労働省告示第百六十六号

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第九十三号）附則第二条第二項の規定に基づき、平成三十年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

平成三十年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨

第二　平成三十年度の重点施策

一　同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善

(一)　同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援

(二)　非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

二　長時間労働の是正

(一)　生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

(二)　過労死等の防止

三　柔軟な働き方がしやすい環境整備

(一)　雇用型テレワークの導入支援

(二)　自営型テレワークの就業環境の整備

(三)　副業・兼業の普及促進

四　生産性向上、賃金引上げのための支援

(一)　最低賃金や賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援等

(二)　生産性向上に資する人材育成の強化

五　雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

(一)　職業能力の見える化の推進

(二)　公共職業安定所におけるマッチング機能の充実

六　人材確保対策、地方創生の推進

(一)　人材確保対策の総合的な推進

(二)　都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

(三)　地方創生の推進

七　女性の活躍推進

(一)　職業能力開発の推進

(二)　多様な女性活躍の推進等

八　若者や就職氷河期世代の活躍促進

(一)　新卒者等への正社員就職の支援

(二)　フリーター等の正社員就職の支援

(三)　ニート等の社会的・職業的自立のための支援の推進

九　治療と仕事の両立

(一)　治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

十　障害者の活躍促進

(一)　平成三十年四月からの障害者雇用率引上げに伴う支援の強化

(二)　多様な障害特性に対応した就労支援の強化

(三)　障害者の職業能力開発の推進

十一　高年齢者の活躍促進

(一)　マッチングによるキャリアチェンジの促進

(二)　継続雇用延長等に向けた環境整備

(三)　地域における多様な働き手への支援

十二　外国人材の受入れ

(一)　外国人留学生、定住外国人等の就職支援

(二)　外国人労働者の受入れに関する各種制度の適正な運用

(三)　外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用

十三　生活困窮者等の活躍促進

第一　趣旨

この指針は、都道府県労働局長が、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を策定するための指針である。

国と地方公共団体との連携強化の方向性は、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことであり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）により、公共職業安定所利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方公共団体の連携を抜本的に拡充したところである。

具体的な取組としては、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、都道府県労働局長と地方公共団体の長による雇用対策協定の締結や、公共職業安定所の求人情報・求職情報を地方公共団体等にオンラインで提供する取組、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う福祉等の業務を一体的に実施する取組、国と市町村が連携して設置するふるさとハローワークでの就職支援、各種の共同事業等がある。これらの取組については、都道府県労働局と地方公共団体が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが重要である。

このため、雇用対策協定に基づく運営協議会又は雇用対策連絡調整会議の開催、都道府県労働局職業安定部長を連絡責任者とする地方公共団体との連絡窓口の活用、また、各都道府県の労働力需給推計等の政策立案に資する情報の共有等を通じて、地方公共団体と一層緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。

都道府県労働局長は、雇用対策協定を実施するための計画（都道府県労働局長と都道府県知事が締結した雇用対策協定に係るものに限る。）を作成することとした場合を除き、この指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聴いて雇用施策実施方針を定め、国の講ずる雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第二　平成三十年度の重点施策

一　同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善

(一)　同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援

平成三十年度は、「正社員転換・待遇改善実現プラン」とそれに基づき都道府県労働局ごとに策定された「地域プラン」の計画期間の中間年に当たり、いずれも進捗状況等を踏まえた目標値等の見直しを予定している。両プランの進捗状況及び取組状況の把握、分析、公表をし、見直しを行う。特に「地域プラン」については、都道府県労働局を中心に、地域の実情を踏まえてプランの見直しを行う。また、非正規雇用労働者の待遇改善等への対応に向けて、各都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、地方公共団体や関係機関との連携により、企業に対する相談・助言等を行う。

(二)　非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

ア　パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、正社員転換を推進するため、地方公共団体と連携し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の周知徹底、職務分析・職務評価の導入支援等により、雇用管理改善の取組を促進する。